

第3次御前崎市総合計画策定支援業務委託仕様書

1 委託業務名

第3次御前崎市総合計画策定支援業務

2 本仕様書の位置付け

本仕様書は、本業務について最低限の基準を定めたものであり、実際の委託業務契約の締結時には、本業務を受託する者（以下「受託者」という。）の提案を踏まえ変更する場合がある。

3 業務目的

本業務は、「第2次御前崎市総合計画」が令和7年度をもって計画期間が終了することに伴い、令和8年度から令和17年度を計画期間とした「第3次御前崎市総合計画」（以下「第3次総合計画」という。）を策定することを目的とする。

また、人口減少問題の克服と地方創生の実現は、次期総合計画を策定するうえでも重要課題であることから、「御前崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を計画内で新たに位置付け策定するものとする。

4 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで（債務負担行為に基づく複数年契約）

5 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の執行にあたって、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたって、本市と協議を行い、その意図や目的を十分理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたって、全国レベルの最新の情報や事例を広く収集し、実効性が高く、進捗管理が適正にでき、市民に分かりやすい具体的施策を提案すること。
- (5) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次「事業担当課」と連絡調整を行うこと。なお、本業務に関する打ち合わせは、原則御前崎市庁舎にて行うこと。
- (6) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

6 基本条件

- (1) 計画構成
3層構成：「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」
- (2) 計画期間
基本構想：令和8年度～令和17年度の10年間

基本計画：令和 8 年度～令和 17 年度の 10 年間

実施計画：令和 8 年度～令和 17 年度内で毎年度 3 年間のローリング

(3) 計画運用

PDCA サイクルにより、毎年度、評価、改善を行う。

(4) 策定期間

契約締結日～令和 7 年度まで

※基本構想については、令和 7 年 2 月の市議会定例会（2 月）に議案提出予定

※基本計画については、令和 7 年 12 月の市議会特別委員会に報告予定

※実施計画については、令和 8 年 2 月の市議会特別委員会に報告予定

7 基本的な考え方

第 3 次総合計画の策定に当たっては、総合的かつ長期的な見地から、適切な計画期間を設定し、地域の実情、社会経済情勢の変化等に適合するよう策定するとともに、次の事項を基本的な考え方として取り組む。

(1) 重点事項や優先順位が明確で、戦略性を持った計画づくり

将来を見据え、計画策定段階から、重点的に何に取り組むのか、優先して何に取り組むのかを明確にするなど、戦略性を持った計画づくりを行う。

(2) オール御前崎で取り組む計画づくり

市民の意見を十分に反映させるため、計画の策定から推進に至るまで、多様な市民参画の機会を設け、市民の皆様と共有できる分かりやすい計画づくりを行う。

(3) 実現性・実効性を考慮した計画づくり

人口減少・少子高齢化の影響を踏まえた将来の人口動向や財政状況等を十分に想定し、限られた財源の中で選択と集中による効率的・効果的な取組を進め、実現性・実効性のある計画づくりを行う。

(4) 成果による適切な進行管理が行える計画づくり

施策の成果を指標等により明確に把握し、PDCA サイクルを活用した適切な進行管理により、効果的かつ効率的な事業展開を図ることができる計画づくりを行う。

8 計画策定に当たって配慮すべき視点

第 3 次総合計画は次の視点に配慮して計画を策定する。

(1) 人口減少を克服し活気あふれる社会

将来にわたって活力ある持続可能なまちを実現するため、人口の将来展望の達成に向けた「地方創生」の取組を進める。

(2) 防災・減災、国土強靱化で災害に強い社会

近年の大規模な地震や風水害による被害の発生や、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が想定されている中、市民の皆様と暮らしを守り抜くため、防災・減災対策の強化・充実に向けた取組を進める。

(3) 自治体 DX を推進し誰もが暮らしやすい社会

少子高齢化により自治体サービスにかかるコストの増大が予想され中、最新のデジ

タルテクノロジーを活用し、自治体の業務プロセスや、提供する公共サービスの変革を進める。

(4) GX で環境にやさしい社会

御前崎市「ゼロカーボンシティ」宣言～2050年カーボンニュートラルを目指して～の実現に向け、市民、事業者、行政が一体となって温室効果ガスの排出ゼロへの取組を進める。

(5) 持続可能な自治体経営

市民が将来にわたって安定的な行政サービスを受けられるようにするため、財政運営に経営の視点を取り入れ、安定した歳入を確保するとともに、新たな財源確保に取り組む。

9 業務内容

委託業務の概要は以下のとおりとする。

(1) 市が実施する基礎調査の分析（市民・高校生・中学生対象のアンケート調査）

- ① アンケート結果の集計及び自由記述の整理、結果の分析
- ② 集計結果及び分析結果の報告書作成

(2) 総合計画策定に係る提案・原案作成

① 社会経済動向等の調査・分析

近年、変化が著しい社会経済動向を調査し、国及び地方自治体を取り巻く行政課題の抽出を行うとともに、本市の現状分析、今後の課題等の抽出を行う。

- ア 社会経済動向の変化についてのデータ収集・整理及び本市への影響等の分析
- イ 国や県、関係機関等の動向の把握及び本市への影響等の分析
- ウ 本市の行政基盤（人口推移、産業、観光、土地利用、子育て、福祉、教育、財政等）の現況から、近隣自治体や類似自治体との比較による本市の強み・弱みの整理及び特性の分析

② 将来人口の推計・分析

第2期御前崎市総合戦略の人口ビジョンの推計値と実績値の乖離等分析・検証をしたうえで、委託者が提供する住民基本台帳の数値や国立社会保障・人口問題研究所の公表数値等の最新データに基づき、令和8年度から令和17年度及び令和8年度から令和42年度までの期間における将来人口（市全体・地区別）を推計する。

③ 総合計画素案の策定

- ア 基本構想の骨子（将来都市像、人口ビジョン、基本目標等）の提案
- イ 基本計画の骨子（政策・施策の体系、指標・目標等）の提案
- ウ 第3次総合計画と第3期総合戦略との連携や統合、位置付けの検討及び記載方法の提案
- エ 実施計画書及び施策評価書の構成等の提案

④ 重点プロジェクトの提案

基本構想に掲げる将来都市像の実現を目指す上で他の分野とも密接に関わる最

も重要な施策であり、本市が将来にわたり持続的に発展を続けていくために、中長期的な観点から市として重点的に取り組むべきプロジェクトの提案をする。

⑤地域計画の策定支援

本市における地域計画とは、市内8地区からなる地区センターを中心とした地域ごとの計画。各地区の自主的・主体的な取り組みを促すために、地域の将来像や課題を自ら考え、本市の状況に適した形で定める各地区の地域計画の策定を支援する。

(3) 委員会等の運営支援

下記の審議会や委員会等における企画運営に対する提案、資料作成、会議への参加及びファシリテーション、会議録作成、出された意見の整理等の支援を行う。

- ①御前崎市総合計画審議会（外部委員）：8回程度開催・半日/回
- ②御前崎市総合計画策定委員会（庁内委員）：8回程度開催・半日/回
- ③御前崎市総合計画策定部会（庁内委員）：10回程度開催・半日/回
- ④職員ワークショップ（庁内委員）：3回程度開催・半日/回
- ⑤市民ワークショップ（外部委員）：5回程度開催・半日/回

(4) パブリックコメントの支援

- ①パブリックコメント実施に関する公表用資料の作成
- ②寄せられた意見の整理及び回答案の作成に関する支援

10 年度別の業務内容

業務内容	令和6年度	令和7年度
(1) 基礎調査		
①アンケート結果の集計・整理・分析	○	
②集計・分析結果の報告書作成	○	
(2) 総合計画策定に係る提案・原案作成		
①社会経済動向等の調査・分析	○	○
②将来人口の推計・分析	○	○
③総合計画素案の策定	○	○
④重点プロジェクトの提案		○
⑤地域計画の策定支援		○
(3) 委員会等の運営支援		
①御前崎市総合計画審議会	4回	4回
②御前崎市総合計画策定委員会	4回	4回
③御前崎市総合計画策定部会	3回	7回
④職員ワークショップ	2回	1回
⑤市民ワークショップ	3回	2回
(4) パブリックコメントの支援	○	○

11 業務の再委託

受託者は本業務について、一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、本市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、あらかじめ書面により本市の承認を得るものとする。

12 成果品

本業務においては、主な成果品は次のとおりとするが、詳細については御前崎市と受託者が協議の上で決定するものとする。

- (1) 業務報告書（製本2部：A4版カラー）
- (2) 第3次御前崎市総合計画（製本100部：A4版カラー）
- (3) 報告書及び計画書の電子媒体（CD-R等）

13 その他

- (1) 仕様書に記載のない事項その他業務の履行上必要な事項については、本市と受託者で協議の上、決定する。
- (2) 受託者は、御前崎市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (3) 成果物の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。
- (4) 本業務により得られた成果物及び資料、情報等は、本市の許可無く他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。